



熊本県公報

号外 第 2 6 号
平成 29 年 7 月 6 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県育英資金貸与規則及び熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 1

登 載 依 頼

熊本県育英資金貸与規則及び熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 9 年 7 月 6 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第 5 号

熊本県育英資金貸与規則及び熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則

(熊本県育英資金貸与規則の一部改正)

第 1 条 熊本県育英資金貸与規則 (昭和 4 7 年熊本県教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 2 0 条 及び第 2 1 条 中「により」を「による」に改める。

第 2 2 条 各号列記以外の部分中「により」を「による」に、「各号の」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 条例第 1 2 条 第 1 号に該当する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類

ア 死亡した場合 戸籍抄本

イ 障害により労働能力を喪失した場合 障害の程度及び当該障害により労働能力を喪失した事実を証する医師の診断書並びに返還不能の事情を証する書類

(2) 条例第 1 2 条 第 2 号に該当する場合 当該育英資金の返還債務に関し、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律 (平成 1 1 年法律第 1 5 8 号) 第 1 6 条 又は第 1 7 条 第 6 項の規定により合意が成立したものとみなされたことを証する書類

別記第 2 6 号様式を次のように改める。

別記第 2 6 号様式 (第 2 2 条関係)

奨学生番号																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

育英資金返還免除申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

育 英 奨 学 生	住 所	〒 — — — — —	
	氏 名		印
連 帯 保 証 人	住 所	〒 — — — — —	
	氏 名		印

下記のとおり、育英資金の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
記

育 英 奨 学 生	氏 名	
	(出身) 学校名	
借 用 期 間	年 月から 年 月まで (月間)	
借 用 金 額		円
返 還 済 額		円
返 還 未 済 額		円
返 還 免 除 申 請 額		円
免 除 申 請 の 事 由		

添付書類

- 育英奨学生の死亡による申請の場合は、当該育英奨学生の死亡を証する戸籍抄本
- 育英奨学生が障害により労働能力を喪失したことによる申請の場合は、障害の程度及び当該障害により労働能力を喪失した事実を証する医師の診断書並びに返還不能の事情を証する書類
- 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第 1 6 条又は第 1 7 条第 6 項の規定により当事者間の合意が成立したものとみなされたことによる申請の場合は、当該合意が成立したものとみなされたことを証する書類

(熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部改正)
第2条 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則(平成22年熊本県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
第19条 本文中「により」を「による」に改める。
第21条 本文中「により」を「による」に、「各号の」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。
(1) 条例第9条第1号に該当する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類
ア 死亡した場合 戸籍抄本
イ 障害により労働能力を喪失した場合 障害の程度及び当該障害により労働能力を喪失した事実を証する医師の診断書並びに返還不能の事情を証する書類
(2) 条例第9条第2号に該当する場合 当該通学支援奨学金の返還債務に関し、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第16条又は第17条第6項の規定により合意が成立したものとみなされたことを証する書類
別記第23号様式を次のように改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。